

徳島県告示第四百六号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第五十四条第二項の規定により、指定自立支援医療機関として次のとおり指定した。

令和七年八月五日

徳島県知事 後藤田 正 純

指定自立支援医療機関の開設者		名 称	医療法人清和会
所在地		所 在 地	二 徳島市八万町寺山一三番地
指定自立支援医療を行う病院又は診療所		名 称	協立病院
所在地		所 在 地	二 徳島市八万町寺山一三番地
担 当 す る	医 療 の 種 類	更生医療（腎臓に関する医療）	
指 定	年 月 日	令和七年四月一日	